

【参考事例】子ども虐待予防相談センター中心型 神奈川県横須賀市の児童虐待防止ネットワーク

1. 横須賀市の概要

- 1) 人口：434,990人（平成16年10月1日現在）
- 2) 出生数(率)：3730人(8.57)（平成15年7月～平成16年6月）
- 3) 0歳から18歳までの児童数：（平成16年10月1日現在）
 - 0～4歳 14,415人
 - 5～9歳 19,098人
 - 10～14歳 19,033人
 - 15～19歳 22,211人
- 4) 市の特徴：神奈川県の南東、三浦半島の中央部にあって、東周は東京湾、西周は相模湾にそれぞれ面している。平成13年に中核市へ移行。

2. 子ども虐待予防相談センターの設立

若い母親らの育児に関する悩みやストレスの解消を手助けすることで、子どもに対する虐待を未然に防ごうと、保健師や保育士、専門家らによる「子ども虐待予防相談センター」を開設。対象は就学前の子どもを持つ保護者で、スタッフは保健師(常勤、非常勤)、保育士(非常勤)、心理相談員(非常勤)、精神科医(非常勤)。ネットワークミーティングやMCG、メンタルヘルス相談、緊急一時保護、緊急一時入院、母親のメンタルヘルスチェック、従事者研修を実施している。

3. 横須賀市のネットワークの特徴

母子保健の中の子育てネットワークが健康福祉センターを中心に機能していた。平成12年度から、児童虐待防止ネットワークミーティング事業を立ち上げ、全体会（代表者会議）と部会（個別ケース会議）の二重構造となっている。児童虐待という狭いネットワークだけではなく、子育て支援として予防的なより広いネットワークと有機的に連携することにより、児童虐待防止ネットワークが有効に機能している。

4. ネットワークのシステム

1) 組織

全体会は年2回開催し、相互の情報交換や各機関の役割の明確化、連携強化、啓発活動等について検討する。部会は、個々のケースの情報を共有し、今後の方針、役割分担を明確にすることを目的とし、事務局長が必要と認めた時に随時開催している。

2) 構成メンバー

教育委員会、医療機関、児童相談所、民生委員・児童委員、主任児童委員、民間保育園、民間幼稚園、弁護士、健康福祉部、その他市長が必要と認める関係機関・団体の代表者

3) 活動内容

- ① 電話相談・面接相談（一般相談）
保健師や心理相談員、保育士が従事し、タイムリーな相談を行っている。
- ② ネットワークミーティング
横須賀市内における児童虐待の防止と早期発見・早期対応を図るため、児童虐待防止ネットワークミーティングを設置。具体的には関係機関相互の情報の共有と連携の強化を目指す「全体会」と、個々のケースを共有し、今後の方針と役割分担を明確にするための「部会」により構成されている。
- ③ MCG
子どもへの虐待が危惧される親、虐待をしてしまっている親のために、同じ立場の親同士気持ちを話し合い、自分自身を見つめ、ストレスを軽減し、育児を支え、子どもへの虐待を予防する場の提供をする。
- ④ 心理相談
虐待問題などで混乱した保護者の気持ちを整理する手助けをする。具体的には、数回のセラピーで整理のつく方・他のケアを紹介した方がよい方、あるいは併用した方がよい方、精神科受診につなげる必要のある方など、保護者の心理状況のアセスメントを行い適切な対応計画を立てて実施する。
- ⑤ メンタルヘルス相談
虐待問題に悩む当事者・親族お呼び関係機関の相談を受ける。また、関係機関（職員）のメンタルヘルスケアも行う。
- ⑥ 緊急一時入院・保育
親の同意を得ることを条件とし、緊急一時入院・保育を実施することで虐待を受けている、又は受ける可能性のある子どもの安全を確保し、保護者を指導、親子関係の緊張緩和、重症化を防ぐ。また、利用中に関係機関及び保護者と話し合い、利用後の生活、子育てについて準備する。
- ⑦ 従事者研修・啓発活動
関係者の虐待問題に取り組むスキルを上げ、より連携がスムーズにとれるようにする。また、地域からの依頼も積極的に受理し、虐待に対する偏見をなくし、虐待問題に協力的なまちづくりを目指す。

5. ネットワークの効果

- ① 虐待の相談が増え把握がしやすくなったと同時に早期対応が可能となった。
- ② 関係機関の役割が明確になり、相互の機能を理解することができた。それにより連携がスムーズになった。

児童虐待防止ネットワークミーティング実施要領

(総則)

第1条 児童虐待の防止等に関する法律（平成12年法律第82号。以下「法」という。）第4条第1項の規定に基づき、児童虐待の防止と早期発見・早期対応を図り、これからの時代を担う子どもたちを虐待から守るために、児童虐待防止ネットワークミーティング（以下、「ネットワークミーティング」という。）を設置する。ネットワークミーティングにはネットワークミーティング全体会（以下、「全体会」という。）とネットワークミーティング部会（以下、「部会」という。）を設置する。

(事務局)

第2条 ネットワークミーティングの事務局は、健康福祉部子育て支援課内に置き、事務局長は子育て支援課長をもってあてる。

(全体会の目的)

第3条 全体会は、関係機関相互の情報の共有と連携の強化を目的とし、次の関係機関・団体の代表者で構成する。

教育委員会、医療機関、児童相談所、民生委員・児童委員、主任児童委員、民間保育園、民間幼稚園、弁護士、健康福祉部、その他市長が必要と認める関係機関・団体の代表者

(全体会の開催)

第4条 全体会は年に2回開催し、次の事項について検討する。

- (1) 関係機関・団体相互の情報交換に関すること
- (2) 各関係機関・団体の役割の明確化と、連携の強化に関すること
- (3) 啓発活動に関すること
- (4) 現在活動中の事例に関すること
- (5) その他児童虐待防止策に関すること

(部会の目的)

第5条 部会は、個々のケースの情報を共有し、今後の方針・役割分担を明確化することを目的とし、ケースに関わる関係機関・団体で構成する。

(部会の開催)

第6条 部会は、事務局長が必要と認めた時に随時開催する。

(個人情報の保護)

第7条 ネットワークミーティングに関わる構成員は、個人情報保護条例（平成5年横須賀市条例第4号）を遵守し、ネットワークミーティングで知り得た個人の情報について、正当な理由なく、他人に漏らしてはならない。やむをえず情報を提供する場合は、活動に必要な最低限度の者に、最低限度の情報提供でなければならない。

(その他の事項)

第8条 この要領について必要な事項は、子育て支援課長が定める。

附則

この要領は、平成12年（2000年）5月1日から施行する。

附則

この要領は、平成13年（2001年）11月1日から施行する。

【参考事例】保健師中心型

静岡県浜岡町（現御前崎市）子育て支援ネットワーク

1. 浜岡町の概要

- 1) 人口：24,037人（平成15年3月末現在）。なお、現御前崎市人口は 35,305人。
- 2) 出生数（率）：268人（11.1）（平成14年）
平成10～14年の合計特殊出生率 1.79
- 3) 0歳から18歳までの児童数：（平成16年3月末）

0～4歳	1,307人
5～9歳	1,185人
10～14歳	1,235人
15～19歳	1,416人
合計	23,854人
- 4) 町の特徴：原子力発電所があるため、その関連企業が集まっている市。

2. 子育てネットワークの設立理由及び設立時期

若い世代の流入が多く、人口規模の割に出生数も多い。また、転入者は近隣との関係が希薄で孤立した育児をしている人も多く、虐待に近い状況が見られる等母子への支援は大きな課題となっている。

平成8年度から母子保健関係の「子育て支援連絡会」を年3回開催している。平成11年に、4件の虐待事例に対応したことがきっかけで、児童相談所の地区担当児童福祉司が各機関に定例的な会議の必要性を提起・提案をした。これを受け、平成12年3月から「子育て支援情報連絡会議」が発足した。

3. 子育て支援ネットワークの特徴

町の保健師が町内の関係機関同士の連携の要となって機能させている。また必ず県職員が参加し、様々な判断が会議上でなされるため、児童相談所との連携がうまくいっている。

県や町の行政機関の人事異動があっても、町の保健師や保育所職員等地域の関係者が不変なので、機能は維持されている。

4. 子育て支援ネットワークのシステム

1) 組織

子育て支援ネットワークは、「子育て支援ネットワーク連絡協議会」とその下部組織の「子育て支援情報連絡会議」と「子育て支援連絡会」と「食育連絡会」によって組織されている。

2) 構成メンバー

- ①「子育て支援ネットワーク連絡協議会」は、関係機関の代表者で構成されている。

- ②「子育て支援情報連絡会議」は、町内の保育園（各3ヶ所）、子育て支援センター職員（各保育所と兼務）、児童館、町立幼稚園代表（1園）、主任児童委員、町（福祉係職員・健康増進係保健師、教育委員会教育相談員）、県（児童相談所児童福祉司、保健所保健師、福祉事務所家庭児童相談員）の子育て支援に関係する町内の23機関の関係者から構成されている。構成員でなくても事例にかかわる機関は参加。
- ③「子育て連絡会」は、主任児童委員、中学校、各小学校、学校給食センター、ことばの教室、町立幼稚園代表（2園）、各保育所、子育て支援センター、児童館、子ども発達センター、総合病院、県（保健所保健師、福祉事務所家庭児童相談員）、図書館、教育委員会（学校教育課、社会教育課）、健康福祉課福祉係、健康増進係
- ④「食育連絡会」は、町内の学校や保育所の栄養士から構成されている。

3) 活動内容

- ①「子育て支援ネットワーク連絡協議会」

年2回開催され、参加機関の情報交換や連絡調整、各部会の報告を行っている会議。
- ②「子育て支援情報連絡会」（子育て支援情報部会）

育児が健全に営まれるように年12回の他、緊急時は随時開催している会議。主に町の機関がそれぞれ抱えている新規及び継続事例について実名で報告し、家族背景や問題点、経過等を報告し、支援方針を検討。多機関が関係している事例については、その場で情報交換が行われると同時に、同席している県職員等から虐待の危険度の判断や援助の方向性を示唆されるため、地域での援助の役割分担が明確になっている。検討した事例については翌月、経過と援助結果を報告、再検討している。年1回（2月）、全事例を一覧表にし、経過報告している。

また、年2回は障害児を中心に実施。
- ③「子育て支援連絡会」

年3回開催し、子どもの健康問題に対する情報交換や学習の場としている。
- ④「食育連絡会」

年3回開催し、子どもの食の問題に対する情報交換や学習の場としている。

5. ネットワークの効果

- ① 会議で顔を合わせることで、参加者の信頼関係が構築され、日常的に情報交換されるようになった。また事例への対応する機関の役割が明確化され、参加者のスキルアップと情報収集力アップにつながった。虐待の相談が増え把握がしやすくなったと同時に早期対応が可能となった。
- ② 健診や遊びの場面で気になった親子に対しては、事前に連絡した後保健師や保育士が早期の軽いレベルから丁寧に援助を行う体制ができた。
- ③ 「日本版エジンバラ産後うつ病自己評価表」を乳児家庭訪問の場で全員に記入してもらったことで、保健師が最初からきめ細かい対応ができるようになった。

6. ネットワークの促進要因

- ① 人口が2～3万人で、関係機関同士の連携がとりやすいこと。
こども虐待のみでなく、虐待予備軍、育児不安、障害児（障害が考えられる幼児含む）についても検討。
- ② 県専門職員（児童相談所の児童福祉司、保健所の保健師、福祉事務所の家庭相談員）の毎月の参加とバックアップ。
 - ・ 地域の実情にあわせたタイムリーなきっかけづくり
 - ・ 町のレベルに合わせた対応、話しやすい雰囲気づくりと機関の対応の評価、ねぎらい
 - ・ 虐待の危険度の判断や統一した援助方針への助言
 - ・ 機関の役割に沿った具体的支援方法の助言
- ③ 構成員の毎月の継続的、積極的参加。福祉事務職員と保健師との相互理解（垣根を越えた活動）

御前崎市役所での取り組み

・ ネットワークについて

事務局は、主に福祉事務所であるが、健康長寿課（保健）も一緒に実施。「浜岡町子育て支援ネットワーク連絡協議会」は、DV対策も含めた「御前崎市子育て支援・DV防止ネットワーク会議」に改める。

部会は、

- ① 子育て支援情報部会…「子育て支援情報連絡会（こども虐待、育児不安など）」
「子育て支援情報連絡会（発達支援）」
- ② 母子保健部会…「子育て支援連絡会」
- ③ 食育部会…「食育連絡会」

旧御前崎町には、ネットワーク組織がなかったため、旧浜岡町の実施方法をベースに開催。

・ 子育て支援情報連絡会（子育て支援情報部会）について

…平成16年5月から、旧浜岡町ベースで実施。

4月:打ち合わせ会実施。

4月:定例の子育て支援情報連絡会実施。

5月:全事例の一覧表作成、報告。区分、主担当を決める。

6月～定例の子育て支援情報連絡会実施。

子育て支援情報連絡会（子ども虐待、育児不安など）について

① 合併したときに問題となった点

旧御前崎町には、ネットワーク組織がなかったことと、合併前から旧浜岡町の連絡会に参加していた。そのため、情報連絡会の必要性が理解され、事例も事前に把握することができたため、合併後の活動に繋がりがやすくなった。そのため、特別問題になった点はなかったような気がする。

② 合併するときに工夫した点

上記のことと、4月に打ち合わせ会を実施し、内容を検討した。

③ 合併したことで変化した点

		旧浜岡町	御前崎市
事務局		保健と福祉が合同	福祉事務所
内容	検討事例	子ども虐待、育児不安、障害児（年2回、障害児を中心に連絡会実施）	子ども虐待、育児不安など（障害児は、別日で連絡会を開催）
	全事例の連絡	年度末（2月）に、1日かけ全事例連絡を行う。	年度初め（4月）に、1日かけ全事例の区分、主担当を決め、主訴、経過連絡実施。
	緊急重症事例	緊急連絡会随時実施。	主担当が個別にケース検討を実施、連絡会では経過報告、情報交換。

今年度、保健と福祉の課、場所が離れ、福祉には福祉事務所、家庭児童相談室が設置され、保健と福祉の役割がより明確、専門的になった。それまで、保健と福祉は同一の課、同じフロアにいたことで常に連絡が取れ、自然に連携をとりあった活動に結びついていたように感じる。現在、互いに連絡を密にとりあうとともに、福祉保健担当者の合同カンファレンスを持ち、早期の対応を心がけている。

浜岡町子育て支援ネットワーク連絡協議会設置要綱

(設置)

第1条 全ての子どもたちの人権を守り、安心して子ども生み育てられる地域づくりを目指すため浜岡町子育て支援ネットワーク連絡協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 協議会は、次に掲げる事項を所掌する。

次の各号に関する支援体制の整備及び関係機関との連絡調整

- (1) 子育て環境
- (2) 子どもの健康問題
- (3) 子ども虐待及びその防止
- (4) 障害児とその家族

(組織)

第3条 協議会は、会長・副会長及び委員をもって組織する。

- 2 会長は委員の互選とする。
- 3 副会長は、委員の中から会長が指名する。
- 4 委員は、別表に掲げる者のうちから町長が委嘱又は任命する。

(会議)

第3条 協議会は、会長が招集する。

- 2 会長は会議の議長となり、会務を総理する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。
- 4 会長は、必要あると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、又は委員以外の者に説明を求めることができる。

(委員の職務)

第5条 委員は、第2条の所掌事項について審議に参画するほか、協議会での趣旨・結果等をその所属団体に周知する。

(部会)

第6条 第2条を遂行するため協議会に、次の部会を置く。

- (1) 母子保健部会（子育て支援連絡会）
- (2) 食育部会（食育連絡会）

(3) 子育て支援情報部会（子育て支援情報連絡会）

（部会の所掌事項）

第7条 母子保健部会（子育て支援連絡会）は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 子どもの健康問題に対する援助体制と関係機関の調整に関する事
- (2) 子育ての情報提供に関する事
- (3) 母子保健計画に必要な調査及び研究に関する事

2 食育部会（食育連絡会）は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 子どもの食の問題に対する援助体制と関係機関の調整に関する事
- (2) 食育の情報提供に関する事

3 子育て支援情報部会（子育て支援情報連絡会）は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 育児不安・子ども虐待、障害児など、処遇困難ケースの相談に関する事
- (2) 育児不安・子ども虐待、障害児など、処遇困難ケースの事例検討に関する事
- (3) 育児不安・子ども虐待、障害児など、処遇困難ケースの処遇・支援に関する事
- (4) 育児不安・子ども虐待などの予防に関する事
- (5) 育児不安・子ども虐待、障害児などの情報提供に関する事

（庶務）

第8条 協議会及び部会の庶務は、健康福祉課において処理する。

（委任）

第9条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関して必要な事項は、会長が別に定める。

附則

この要綱は、平成13年4月1日から施行する。

別表（第3条第2項関係）

浜岡町子育て支援ネットワーク連絡協議会委員		
1	議会	代表
2	民生・児童委員	代表
3	主任児童委員	代表
4	町内会総代	代表
5	人権擁護委員	代表
6	保護司会	代表
7	更生保護婦人会	代表
8	菊川警察署	代表
9	浜岡町医師会	代表
10	町立浜岡総合病院	代表
11	町PTA	代表
12	母親クラブ	代表
13	児童館	代表
14	子育て支援センター	代表
15	中学校	代表
16	小学校	代表
17	幼稚園	代表
18	保育所	代表
19	町立図書館	代表
20	こども発達センターめばえ	代表
21	西部児童相談所	代表
22	静岡県中東遠健康福祉センター	児童部門代表
23	静岡県中東遠健康福祉センター	保健部門代表
24	家庭相談室	代表
25	浜岡町 助役	
26	浜岡町 社会教育課	代表
27	浜岡町 学校教育課	代表
28	浜岡町 健康福祉課	福祉係
29	浜岡町 健康福祉課	健康増進係
	その他会長が適当と認めた者	

※部会の構成委員については、別に記する。

浜岡町子育て支援ネットワーク連絡協議会 子育て支援情報部会『子育て支援情報連絡会』実施要領

目的：子どもに関わる関係機関が集まり、処遇困難（子ども虐待・障害児・育児不安など）な事例の情報提供と検討、相談、処遇・支援や予防を考えていくことにより連携を深め、関係者が共通の認識を持つ中で、それぞれが機関の専門性を生かした関わりを検討していく。

所掌事項：（1）育児不安・子ども虐待、障害児など、処遇困難ケースの相談に関すること
（2）育児不安・子ども虐待、障害児など、処遇困難ケースの事例検討に関すること
（3）育児不安・子ども虐待、障害児など、処遇困難ケースの処遇・支援に関すること
（4）育児不安・子ども虐待などの予防に関すること
（5）育児不安・子ども虐待、障害児などの情報提供に関すること

参加機関：主任児童委員、浜岡保育所、佐倉保育所、高松保育所・子育て支援センター、幼稚園、中東遠健康福祉センター掛川支所 保健所部門・児童部門、家庭相談室、学校教育課、健康福祉課福祉係・健康増進係、他（障害児を主にテーマとしてあげる時は、子ども発達センターめばえ、幼児ことばの教室が加わる。また、とりあげる事例によっては、その機関及び関係機関が加わる）

事務局：浜岡町健康福祉課

実施方法：（1）内容
・事例検討
事例提供者は資料作成し、出席すること
・情報交換

（2）日時
・毎月第1火曜日 13:30～16:00（2月は9:00～16:00）
4月15日・5月6日・6月3日・7月1日・8月5日・9月2日・10月7日・11月4日・12月2日・1月6日・2月3日・3月2日
※ 4月は、第3火曜日に実施。
6、9月は主に障害児について会を開催。
2月は、一日かけて全ての事例連絡を行う。

（3）場所：浜岡町総合保健福祉センター 1階